

		↓ CONCAT関数で自動統合_CONCAT("P",D7,"_",E7,"行目")			キーワード							
大項目	項目	P	行	該当箇所	意見	理由	コメント	整理番号	意見関係箇所	頂いた御意見の概要	修正されたもの 御意見に対する考え方	
第1 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針	住宅政策の方向性	1	27	P1_27行目	「外部性等にも配慮して」の意図が不明確。居住実態を伴わない投機的な市場の規制を意図するのであれば、明確にそう記述した方が良いのではないのでしょうか。					P1_27行目で、「外部性等にも配慮して」の意図が不明確。居住実態を伴わない投機的な市場の規制を意図するのであれば、明確にそう記述した方が良いのではないのか。	「外部性等にも配慮して」とは、住宅市場における外部不経済の発生防止など、市場メカニズムのみでは対応できない事項にも配慮することを意味しております。投機的な取引への対応については、目標4において「住宅需要がひっ迫する地域において、実際に居住を希望する者のために住宅・宅地が適切に流通・活用される、実需に基づいた住宅市場の形成に向けた方策のあり方の検討」を位置付けております。このため、原案のとおりとさせていただきます。	
	主な取組方針	2	7	P2_7行目	「金融制度の整備」はもう少し具体的に記載したほうがよいのではないのでしょうか。また、整備は、リバースモーゲージの活用などをされていますでしょうか。			9	第1（2）	P2_7行目で、「金融制度の整備」はもう少し具体的に記載したほうがよいのではないのか。また、整備は、リバースモーゲージの活用などをされているのか。	具体的な施策としては、目標1において「リバースモーゲージ、当事者の十分な理解の下で行われる健全なリバースバック等の高齢期の多様な住まい方の実現手段の充実」、目標4において「現下の住宅取得環境を踏まえた住宅取得負担軽減策の充実や、住宅取得に向けた頭金等の積立への支援等の住宅取得を支援する新たな手法の検討」を位置付けているため、原案のとおりとさせていただきます。	
	主な取組方針	2	10	P2_10行目	「賃貸住宅を選択できる市場環境の整備」とあるがその前に「住宅を資産として活用できること」ともあり「賃貸住宅」に限定する必要はないのではないのでしょうか（後半にも持家に言及されています）。	一般的な不動産市場のように住宅を資産として循環させられる高齢者住宅のセカンダリー市場が確立されれば選択肢はもっと増えると考えます。		10	第1（2）	P2_10行目で、「賃貸住宅を選択できる市場環境の整備」とあるがその前に「住宅を資産として活用できること」ともあり「賃貸住宅」に限定する必要はないのではないのか。	御指摘の通り、このパートは必ずしも賃貸住宅に限定する必要が無いとも言えますが、全体を通して、「住宅」と述べている箇所が、「持ち家」を示しているのではないのか、といった意見もある中で、賃貸住宅に暮らしやすさについての住生活の充実にも取り組む姿勢を示すべく、あえて「賃貸住宅」と記載した次第です。	
	主な取組方針	2	38	P2_38行目	家族機能が弱まりつつある実態の問題解決に限定せず、家族機能を発揮することへの支援も含めていただきたいと考えます。例えば高齢者を支える家族への支援、情報提供など。		50-60代	12	第1（2）	P2_38行目で、家族機能が弱まりつつある実態の問題解決に限定せず、例えば高齢者を支える家族への支援など、家族機能を発揮することへの支援も含めていただきたい。また、一定年齢になったら自身・家族共に「今後の住まい」について考えることを当たり前になるような醸成のため、総合的な情報提供をお願いしたい。	高齢者の方がいる家族の暮らしを支える施策としては、例えば、目標1において「見守りカメラや見守りロボットなど、ICTの活用等の工夫を通じた見守る側・見守られる側双方にとって取り組みやすい見守りや安否確認の推進」を記載しているほか、第4（6）において「それぞれの国民の置かれている状況に適した情報を手軽に入手でき、必要ときに専門家等から適切な助言を受けられるよう」と記載しており、これらの取組とともに、孤立の防止や総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等に取り組んでまいります。	
主な取組方針					一定年齢になったら自身・家族共に「今後の住まい」について考えることを当たり前になるような醸成が必要である。老人ホーム以外の選択肢を知らない方も多いためと考えており、総合的な情報提供をお願いしたい。			12	第1（2）	P2_38行目で、家族機能が弱まりつつある実態の問題解決に限定せず、例えば高齢者を支える家族への支援など、家族機能を発揮することへの支援も含めていただきたい。また、一定年齢になったら自身・家族共に「今後の住まい」について考えることを当たり前になるような醸成のため、総合的な情報提供をお願いしたい。	高齢者の方がいる家族の暮らしを支える施策としては、例えば、目標1において「見守りカメラや見守りロボットなど、ICTの活用等の工夫を通じた見守る側・見守られる側双方にとって取り組みやすい見守りや安否確認の推進」を記載しているほか、第4（6）において「それぞれの国民の置かれている状況に適した情報を手軽に入手でき、必要ときに専門家等から適切な助言を受けられるよう」と記載しており、これらの取組とともに、孤立の防止や総合的かつ包括的な居住支援体制の整備等に取り組んでまいります。	
主な取組方針					既存住宅においてはハード面よりもソフト面のハードルが高い印象です。「専門技術者・技能者の確保・育成」以上に賃貸であればオーナーの意識改革、分譲であれば区分所有者の合意形成など人生100年時代に即した暮らしをソフト面からも提案・実行できるプロデュース的な人材育成が必要ではないのでしょうか。			13	第1（2）	P3_5行目で、既存住宅においてはハード面よりもソフト面のハードルが高いため、賃貸オーナーの意識改革、区分所有者の合意形成などを提案・実行できるプロデュース的な人材育成が必要ではないのか。	御指摘の点について、第1（2）において「幅広い担い手による住まいの適切な維持管理」の重要性を記載しているほか、目標7ではマンション管理組合への支援等について、目標10では居住支援法人等の人材育成や住生活産業におけるDXの推進による情報発信・相談体制の充実等について、記載しており、様々な専門家による支援を充実させる方向性を位置付けています。	
第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必	ヒト	目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	4	28	P4_28行目	「健全なリバースバック」とはどのような状態なのかもう少し説明を加えてはいかがでしょうか？	リバースモーゲージは「亡くなったときの現金化」ですが「亡くなる前に現金化したい（施設移転費用にあてるなど）」ニーズは多いです。リバースバックや買い取りなどを促進するには「プレイヤー」側への支援も必要と考えます。		18	第2（1）目標1	P4_28行目で、「健全なリバースバック」とあるが、健全か不健全かを消費者にわかるように定義し、登録制度を創設し、健全なリバースバック事業者へは税制優遇などの支援制度を構築して促進してもらいたい。	御指摘等を踏まえ、「当事者の十分な理解のもと行われる健全なリバースバック」と記載を修正いたしました。また、頂いた御意見は今後の参考にさせていただきます。
	ヒト	目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	4	30	P4_30行目	住宅の資産価値を活用した住替えやリフォーム等については、高齢の親を持つ50-60代への働きかけが重要だと思います。	親の家だけを考えるのではなく、親を引き取る子の家への改修なども視野に入れた方が良く考えます。	50-60代	19	第2（1）目標1	P4_30行目で、住宅の資産価値を活用した住替えやリフォーム等については、高齢の親を持つ50-60代への働きかけが重要。	御指摘の通り、高齢の親を持つ50-60代への働きかけは大変重要であると考えております。頂いた意見は今後の参考にさせていただきます。
	ヒト	目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	4	36	P4_36行目	高齢者向けの良質な住まいの整備促進、住宅のバリアフリー化や、浴室および脱衣室の温熱環境改善によるヒートショックの防止など健康面でも効果が期待される温熱環境改善に資する省エネリフォーム等の推進	健康面での効果については、一般的に認知度が高くなったヒートショックという言葉を用いて、温熱環境改善の重要性を分かりやすく伝えてはどうか。消費者庁ニュースリリース（2025年12月23日）では、令和6年の浴槽内での及び浴槽への転落による溺死及び溺水による死亡者の95%が65歳以上の高齢者であること、また、令和5年に溺れる事故により460人の高齢者（65歳以上）が東京消防庁により救急搬送されており、冬場が増える傾向がある（11月から3月で70%）と公表されており、浴室及び脱衣室		20	第2（1）目標1	P4_36～37行目で、冬季の水回りの寒さ対策（浴室・脱衣室の温熱環境改善）は高齢者向け家庭内事故防止に大きな効果が期待できるため、特にキーワードとして「ヒートショック対策等の観点」を追記していただきたい。	健康面の効果としては、ヒートショックの防止、高血圧防止、循環器疾患の予防、熱中症の予防、身体活動の活性化などを想定しており、ヒートショック対策も含んでいるため、原案のとおりとさせていただきます。

ヒト	目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	5	1	P5_1行目	良質な住宅の循環を促すためには、自立した高齢者が早めに住み替える住まいの充実が必要で、サービス付高齢者住宅の規定の緩和、あるいは枠外の自立高齢者を想定した賃貸住宅やシニア向け分譲集合住宅の普及促進策を期待します。	・早めの住み替え者は売却意欲も高く、家財を移動できる広い住戸のニーズが高いため、良質な住宅の循環に寄与する可能性が高いため。 ・シニア向け分譲集合住宅も早めの高齢期の住み替え先になるため、賃貸だけではなく分譲も含めるのが望ましい。	自立高齢者	22	第2(1)目標1	P5_1行目で、良質な住宅の循環には、自立した高齢者の早期住み替えが必要で、サービス付高齢者住宅の規定の緩和、枠外の自立高齢者を想定した賃貸住宅やシニア向け分譲集合住宅の普及促進策を期待する。	自立した高齢者の早期住み替えについては、目標1において「高齢期に備えて円滑に住替えやリフォームができる市場環境の整備…」の促進」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
ヒト	目標2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現	6	36	P6_36行目	相続空き家については、事前の計画として被相続人のビジョンを示し遺言にて相続に反映させること、相続人となる子の生前からの関与を強めることが求められると考えます。	特に認知症等での判断能力が低下した場合に子の関与がないと売買が極度に制限されるため	50-60代	25	第2(1)目標2	P6_36行目で、相続空き家については、事前の計画として被相続人のビジョンを示し遺言にて相続に反映させること、相続人となる子の生前からの関与を強めることが求められる。	相続空き家の事前対応は非常に重要であると認識しております。目標7において「空き家及び空き家予備軍の所有者や法定相続人等により、将来遊休化することが見込まれる住宅の管理、活用、売却・除却等が自発的に行われるための機運醸成、環境の整備」を位置付けており、早期からの対応を促進することとして
ヒト	目標3 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備	7	3	P7_3行目	住宅確保要配慮者に限定せず、自立した高齢者を含めた居住環境・住み替え支援体制の整備が必要と思います。	良質な住宅の循環を促すためには、その所有者である自立した高齢者の住み替え促進が必要なため	自立高齢者	33	第2(1)目標3	P7_3行目で、住宅確保要配慮者に限定せず、自立した高齢者を含めた居住環境・住み替え支援体制の整備が必要。	目標3は住宅確保要配慮者を中心とした記載としており、御意見の趣旨については目標1に「高齢期に備えて円滑に住替えやリフォームができる市場環境の整備…」の促進」と記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。
ヒト	目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備	10	13	P10_13行目	目標数値の内訳提示と見直しを要望します。 前段で既存住宅や空き家活用の話がありますが既存活用も含めての150万戸でしょうか。また、価値観が多様化するなか従来の高齢者住宅の定義で供給戸数を定めるのは困難ですので、人口から逆算した必要戸数に対して幅広く住宅供給する体制づくりが必要と思います。	高齢者の住まいといっても、入居者の分類（自立高齢者、要介護者）、適した住宅のあり方が多様化するなかで、まとめて150万戸を目標とするのは不適切と思われる。誰に向けた、どの住宅（サ高住、一般賃貸、居住サポートなど）がそれぞれどの程度供給するのを目指すのか、提示してもよい時期かと考えています。当初150万戸と設定されていたときよりも、要支援、要介護認定のない方向けの健康寿命の延伸に配慮された自立高齢者向けの住宅の重要性は高まっていると思われ、これを考慮すれば倍以上の目標設定でもおかしくないように思います。		53	「住まうヒト」の視点に関する指標	P10_13行目で、目標数値の内訳提示と見直しを要望する。既存活用も含めての150万戸か。また、価値観が多様化するなか従来の高齢者住宅の定義で供給戸数を定めるのは困難で、人口から逆算した必要戸数に対して幅広く住宅供給する体制づくりが必要。	高齢期の暮らしを支える住宅の目標数については、既存ストックの活用も含むものとして将来の高齢者人口等を踏まえて設定したものです。高齢期の暮らしを支える住宅については、多様なニーズがあることから、内訳について具体的に提示することは難しいと考えており、原案のとおりとさせていただきます。
モノ	目標5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成	11	15	P11_15行目	7行目に「優れた温熱環境を確保」との記述がありますが、具体的施策では省エネ性能の向上のみとなってしまっています。優れた温熱環境の実現のために必要な冷暖房設備を備えて適切に運転することを、省エネより上位の目標もしくは併せて必要な行動として掲げて啓蒙していただきたいと思えます。	既存の省エネ改修の重要性は基本、暖房や冷房等の空調設備を上手く使うことで優れた温熱環境が実現できるものと考えております。一方、高齢者は築年の古い省エネ性能に劣る家に住んでいることが多く、これらの住宅において、命を守るためには、暖冷房を適切に運転することが重要であるため。往々にしてもついでないから暖房を我慢する、という行動が見られるのでその意識を変えることが健康につながると思われ。そのため、省エネ性能の向上に加えて、設備の重要性を伝える必要があります。		66	第2(2)目標5	P11_15行目で、7行目に「優れた温熱環境を確保」との記述がありますが、具体的施策では省エネ性能の向上のみとなっている。必要な冷暖房設備を備えて適切に運転することを省エネより上位に掲げて啓蒙していただきたい。	「優れた温熱環境等の確保」に関する施策としては、「良質な住宅への支援」を例示しております。また省エネ性能確保と併せて、優れた温熱環境の確保による、健康に暮らせる住まい環境を2050年に目指す住生活の姿として記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
モノ	目標6 住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築	12	24	P12_24行目	高齢期を見据えたリフォームにおいては、バリアフリー性能の向上が転売時の子育て世代の現在価値につながりにくいという問題が存在しています。戸建て住宅に住み続けるのであれば長期的にいずれ必要となる仕様の価値を若い世代が理解する気運の醸成と、世代を通じてユニバーサルに利用価値がある仕様の促進をお願いし、高齢者向けの住宅について、銀行融資の審査においての指標となるような評価制度を要望します。	建築費高騰や介護事業者大手を中心とした高齢者向け住宅の大規模化により、建築費が大きくなっており、サブリース方式での事業成立が難しくなっています。一般賃貸では住宅性能評価を指標とし、融資期間や金利優遇といった手段がありますが、老人ホームなどは住宅とは扱われないため性能評価制度の対象外であり、公的な指標がありません。非住宅扱いとなる実質的な住宅についても、建物性能を評価する公的な指標があることが望ましいと考えます。融資の問題に限らず、循環のためにも必要なことと思	改修	77	第2(2)目標6	P12_24行目で、バリアフリー性能の向上が転売時の子育て世代の現在価値につながりにくいこと、いずれ必要となる仕様の価値を若い世代が理解する気運の醸成と、世代を通じてユニバーサルに利用価値がある仕様の促進をお願いする。	目標6の基本的な施策として「リフォーム等による性能向上や利用価値の増加など、持家・借家双方における性能向上・利用価値が評価される仕組みの普及に向けた検討」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
モノ	目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進	13	20	P13_20行目	(P6_36行目意見再掲) 相続空き家については、事前の計画として被相続人のビジョンを示し遺言にて相続に反映させること、相続人となる子の生前からの関与を強めることが求められると考えます。	特に認知症等での判断能力が低下した場合に子の関与がないと売買が極度に制限されるため	ライフビジョン	82	第2(2)目標7	P13_20行目で、相続空き家については、事前の計画として被相続人のビジョンを示し遺言にて相続に反映させること、相続人となる子の生前からの関与を強めることが求められる。	相続空き家の事前対応は重要と認識しております。目標7において「空き家及び空き家予備軍の所有者や法定相続人等により、将来遊休化することが見込まれる住宅の管理、活用、売却・除却等が自発的に行われるための機運醸成、環境の整備」を位置付け、早期からの対応を促進することとしており、原案のとおりとさせていただきます。

モノ	目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進	13	23	P13_23行目	空家の非住宅活用においては、特に低層住居専用地域における用途規制の緩和の検討もお願いします。例えば住居兼用ではない店舗、ワークスペース、教室など。		改修	83	第2(2)目標7	P13_23行目で、空家の非住宅活用においては、特に低層住居専用地域における用途規制の緩和の検討もお願いします。	低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的としています。その上で特定行政庁が周辺市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認めて許可する場合においては、個別の建築物ごとに用途の規制を緩和することができます。また、まちづくりの観点から必要と認められる場合は、特別用途地区や地区計画といった都市計画の手法を活用することで一定のエリアについて規制を緩和することが可能です。また、低層住居専用地域を含む「空家等活用促進区域」を設定した場合、市区町村が活用指針に定めた「用途特例適用要件」※に適合する用途への変更を容易にすることが可能です。※市区町村が特定行政庁と協議し、特定行政庁の同意を得て設定。	
モノ	目標8 持続可能な多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成	15	17	P15_17行目	居住誘導をする際、「一部の富裕層だけが可能な居住地」のようにしてしまつてそこにまた格差が生まれます。また「住み慣れた土地を離れたくない」という思いが強い高齢者も多いです。居住誘導の強い理由やインセンティブ、意識醸成を超える強いリーダーシップをお願いします。			90	第2(2)目標8	P15_17行目で、居住誘導をする際、「一部の富裕層だけが可能な居住地」のようにすると格差が生まれる。また、「住み慣れた土地を離れたくない」という思いが強い高齢者も多い。居住誘導の強い理由やインセンティブ、意識醸成を超える強いリーダーシップをお願いします。	本計画においては、2050年に目指す住生活の姿として「市場を通じた緩やかな立地の誘導」が進むことを掲げております。本計画に関する施策を推進するに当たっては、頂いた御意見も参考にしつつ、持続可能な都市構造の形成及び持続可能な住宅地の形成を目指して取り組んで参ります。	
プレイヤー	目標10 担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展	19	7	P19_7行目	住宅の販売、不動産仲介、リフォームなどの分野別の窓口ではなく、総合的横断的に高齢期の住まい方総合相談窓口を確立する必要があります。各地で民間の取組に行政が支援する形で展開をすること、全国窓口としては、オンラインでAIを活用した相談窓口を設け、必要な専門家につなぐ仕組みをつくるのが望ましい。	住替えるか住み続けるかを決めていない高齢者がほとんどであり、検討の初期段階の高齢者にとつての相談窓口がないため		113	第2(3)目標10	P19_7行目で、分野別の窓口ではなく、総合的横断的に高齢期の住まい方総合相談窓口を確立する必要があります。民間に行政が支援する形で展開し、全国窓口としてオンラインでAIを活用した相談窓口を設け、必要な専門家につなぐ仕組みをつくるのが望ましい。	目標10において「消費者の相談体制等の整備」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。	
プレイヤー	目標10 担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展	19	17	P19_17行目	「居住支援法人等」のビジネスモデルを支援する仕組みが必要と考えます。高齢期を安全に豊かに過ごすサポート事業は非常に重要です。介護保険だけでなく全額自己負担でもなく多くの人が活用できて、プレイヤーもどんどん増えていくようなビジネスモデルを作る必要があります。			117	第2(3)目標10	P19_17行目で、「居住支援法人等」のビジネスモデルを支援する仕組みが必要。高齢期を安全に豊かに過ごすサポート事業は重要で、多くの人が活用できて、プレイヤーも増えていくようなビジネスモデルを作る必要がある。	目標10において、「居住支援法人をはじめとする民間団体が円滑に地域のニーズに応じた活動ができる環境の整備」と記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。	
別紙1 住宅性能水	1 基本的機能	(1) 居住室の構成、規模	28	12	P28_12行目	タイトルが居住室の構成・規模であり、前段落が各居住室についての記述であるため、この段落の面積が居住室の面積と読めてしまいます。住宅（住戸＝①居住室＋②水回り＋③収納）の面積ということであればこの段落の記述を④の前に独立項として移動させ、主語を住宅の規模とした方がわかりやすいかと思ひます。	自立高齢者	131	別紙1	P28_12行目で、タイトルが居住室の構成・規模であり、前段落が各居住室についての記述であるため、この段落の面積が居住室の面積と読めてしまう。主語を住宅の規模とした方がわかりやすい。	御指摘を踏まえ、①中に記載していた「その上で・・・40㎡程度を上回る住宅とする。」の記載については、④として位置付けるよう、修正いたしました。	
	1 基本的機能	(1) 居住室の構成、規模	28	18	P28_18行目	タイトルが居住室の構成・規模であり、前段落が各居住室についての記述であるため、この段落の面積が居住室の面積と読めてしまいます。住宅（住戸＝①居住室＋②水回り＋③収納）の面積ということであればこの段落の記述を④の前に独立項として移動させ、主語を住宅の規模とした方がわかりやすいかと思ひます。	健康	132	別紙1	P28_18行目に、「家事作業を円滑に行え、水回りのカビ対策や冬場の暖房など衛生面や快適性を考慮する。」を加筆すべき。	頂いた観点につきましては、今後の参考とさせていただきます。	
	2 居住性能	(3) 防犯性	29	1	P29_1行目	防犯性については、外構など外部の設計と近隣住民の監視力に負うところが大きい。見通しの確保やコミュニティ防犯などについても記述するべきではないでしょうか。外部性能の項への追加？	改修	133	別紙1	P29_1行目で、防犯性については、外部の設計と近隣住民の監視力に負うところが大きい。見通しの確保やコミュニティ防犯などについても記述するべき。	御指摘の手段等も含めて、別紙1及び別紙2においてその観点を記載しているところであり、原案のとおりとさせていただきます。	
	2 居住性能	(6) 断熱性等	29	10	P29_10行目	タイトルを断熱性より温熱環境への配慮としてはどうか。	健康で快適な温熱環境の確保やヒートショックの回避のためには断熱性、省エネ性だけでなく冷暖房機器の特に非居室への設置、居室と通路空間を一体化するワンルーム化等の方策が重要と考えておりますので、タイトルの変更を求めます。	改修	134	別紙1	P29_10行目で、タイトルを温熱環境への配慮とし、「暖冷房設備の設置や間取り等の工夫を行う。」を加筆すべき。	御指摘の手段等も含めて、別紙1及び別紙2においてその観点を記載しているところであり、原案のとおりとさせていただきます。
	2 居住性能	(10) 高齢者等への配慮	29	22	P29_22行目	想定条件として、「加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合」の前段階として「加齢による一定の身体機能の低下等を予防し健康を維持する」目的での性能が合わせて求められると考えます。	フレイル予防	135	別紙1	P29_22行目で、想定条件の前段階として「加齢による一定の身体機能の低下等を予防し健康を維持する」目的での性能が合わせて求められる。	例えば、目標1・目標5に記載のある「温熱環境の確保」については、ご高齢の方にも注意を呼び掛けている「ヒートショック防止」の観点が含まれているなど、各施策の中で健康維持の観点も含まれていることから、原案のとおりとさせていただきます。	
	2 居住性能	(10) 高齢者等への配慮	29	24	P29_24行目	必ず段差が生じる道路から住戸までのアクセスの移動容易性の確保も合わせて重要と考えます。	水害のリスク回避等の理由で敷地を道路から上げることが高齢期のアクセスの容易性とトレードオフの関係となるため	改修	136	別紙1	P29_24行目で、必ず段差が生じる道路から住戸までのアクセスの移動容易性の確保も合わせて重要。	頂いた観点につきましては、今後の参考とさせていただきます。
	2 居住性能	(10) 高齢者等への配慮	29	25	P29_25行目	廊下幅の確保は通路・入口幅の確保としてはいかがでしょうか。	実質的には入口幅＝建具枠の幅＝建具厚が制約となるのが最も多いため。	改修	137	別紙1	P29_25行目で、廊下幅の確保は通路・入口幅の確保としてはいかがか。	御指摘等を踏まえ、「通路・出入口の幅員の確保」と修正させていただきます。